

「課外活動の自粛要請の限定的緩和について」について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年7月9日）

件名のことについて、以下の通り質問等をします。

1. 大前提として、学内の活動ならば施設管理権の関係で制限ができますが、学外での活動では大学が団体の活動を制限する法的根拠がなく、オンラインの活動では法的根拠以前に制限する必要がないことをご確認ください。

2. (4)に「上記に違反した団体に対しては、活動の停止を命じることがある。」とありますが、どのような法的根拠に基づいてこう述べているのか（おそらく根拠はないと思いますが）ご回答願います。

3. そもそも学生団体に対して行われていたのは「活動自粛の要請」だけであって、活動をしてはならないという規制は一切なく、各団体の判断で活動をして何ら問題はなかったはずですが。その状態から「許可」を得て活動する、というのは「許可」の必要性が何ら見当たらない（「施設使用許可」というのであればわかります）のですが、どういうことでしょうか。「報告」をするというのが正しいのではないのでしょうか。

4. 「課外活動等の実施における感染拡大予防マニュアル（第1版）」の(1)(b)ですが、なぜ体育系の施設ばかりで文化系の団体が使う場所（クスノキ前広場、総人広場、理6ピロティ、理学6号館裏手広場など）がないのでしょうか。これらの場所も当然活動ができてしかるべきだと考えられるべきですが、いかがでしょうか。

以上の件について、速やかに（最悪でも7月13日までに）回答・願います。なお、無根拠に学生団体の活動を制限しようとするのであれば、情報公開連絡会（新型コロナウイルス感染拡大防止のためクスノキ前で開催するのがいいと思います）の開催を求めます。

【回答】（回答日：2020年7月14日）

（回答者：教育推進・学生支援部厚生課）

1. 学外の活動であっても、京都大学の学生団体として活動する場合は、大学として感染拡大防止上の責任を伴うことから、活動制限をさせていただくこととなります。なお、オンラインの活動は制限しておりません。

2. 感染拡大を防止することについて大学として社会的責任を負っています。十分な感染対策を行わずに活動をした団体に対して大学が活動停止とすることは、社会的責任を果たすことでもあります。

3. 感染拡大防止対策が取られている活動かどうかを確認する必要があるため、許可制としています。

4. 今回は、感染拡大防止対策を確実に実行できる場所のみとしています。